

# 知っていますか？マイナンバー制度 税務編

平成28年分税務関係の申告書、申請書、届出書、調書その他の書類にマイナンバーを記載しなくてはなりません。また、給与所得の源泉徴収票や給与支払い報告書であれば、支払者のマイナンバーだけでなく、従業員（専従者）のマイナンバーに加えて、控除対象配偶者及び扶養親族のマイナンバーなども記載することとなります。

## マイナンバーを記載して申告書等を提出するイメージ

### (申告書・届出書等)

平成28年分に係る確定申告書、申請書、届出書等にマイナンバーを記載して提出します



個人事業主



事業主のマイナンバーを記入



税務署

### (給与支払報告書等)

従業員（専従者）・控除対象配偶者及び扶養親族のマイナンバーを収集し、平成28年分の給与等の支払いに係る給与支払報告書に記載して提出します。



従業員（専従者）



収集



個人事業主



事業主・従業員等のマイナンバーを記入



税務署・  
市税事務所

## ～ 税務関係書類へのマイナンバー記載時期 ～

- ①所得税：平成28年1月1日の属する年分以降の申告書から記載。
- ②法人税：平成28年1月1日以降に開始する事業年度に係る申告書から記載。
- ③法定調書：平成28年1月1日以降の金銭等の支払い等に係る法定調書から記載。
- ④申請書・届出書：平成28年1月1日以降に提出すべき申請書等から記載。

# 個人番号（マイナンバー）の事前登録をお願い致します！

平成28年分より、確定申告書・届出書・給与支払報告書（源泉徴収票）等に事業主・従業員・扶養控除対象者等の個人番号（マイナンバー）を記載する事となりました。個人番号は、特定個人情報取扱規程に基づいて取り扱う為、「個人番号の事前登録」と、個人番号をお預かりするにあたり「特定個人情報の取扱いに関する業務委託契約書に署名・捺印」をお願い致します。

（登録期間） 平成28年10月～平成29年1月まで

（登録会場） 申告会事務局2階

（対象） イータックス（電子申告）をご利用になる事業主・事業主のご家族、従業員・従業員のご家族

（受付時間） 10:00～16:00

（問い合わせ） 事務局（211-0141）

（持ち物） 事業主が、次の書類等を取りまとめのうえ、お持ちください。

○事業主：個人番号カードもしくは個人番号通知カード、印鑑

○事業主以外の方：個人番号が確認できるもの